

山梨県公報

第二千五十三号

平成二十二年

六月二十八日

月 曜 日

目次

告示

貸付金の元利償還金の徴収事務の委託…………… 四〇一

建築基準法に基づく道路位置指定(二件)…………… 四〇一

正 誤…………… 四〇一

平成二十二年四月一日付号外第三十二号中…………… 四〇一

告示

山梨県告示第二百二十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の徴収事務を委託した。

平成二十二年六月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 委託の相手方

甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会

二 委託に係る貸付金の元利償還金

山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸付金の元利償還金

三 委託の期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

山梨県告示第二百二十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(富士吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年六月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日
平成二十二年六月二十八日
- 二 指定道路の位置
都留市法能字海戸九〇番一
- 三 指定道路の幅員
最大八・五〇メートル 最小四・五〇メートル
- 四 指定道路の延長
二七・三八メートル

山梨県告示第二百二十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(富士吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年六月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日
平成二十二年六月二十八日
- 二 指定道路の位置
都留市田野倉字中野原一二五六番一
- 三 指定道路の幅員
六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長
四六・八七メートル

正 誤

ページ	段	行	誤	正
一	上	終わりから十五	山梨県立学校授業料、入 学料及び入学検定料条例	山梨県立学校授業料、入 学料及び入学審査料条例

平成二十二年四月一日山梨県規則第二十四号(山梨県立高等学校の授業料の徴収に係る基準修業年限等を定める規則)

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番